

内閣人第四五号

起案 令和二年三月二六日

裁可	上奏	决定
令和	令和	令和二年三月二七日
年	年	年
月	月	月
日	日	日

施行	令和
年	年
月	月
日	日

内閣官房長官

五

内閣總務官



原

内閣總理大臣

五

内閣官房副長官

五  
和直

麻生国務大臣

加藤国務大臣

河野国務大臣

竹本国務大臣

高市国務大臣

江藤国務大臣

衛藤国務大臣

田中国務大臣

森国務大臣

梶山国務大臣

北村国務大臣

西村国務大臣

茂木国務大臣

赤羽国務大臣

菅国務大臣

橋本国務大臣

萩生田国務大臣

小泉国務大臣

武田国務大臣

秋吉淳一郎

内閣

(三月三十日付)

内閣

(案)

内閣人第 号  
令和2年 月 日

衆議院議長  
参議院議長 } あて（各通）

内閣總理大臣

通 知

下記のとおり発令いたしました。

記

秋吉淳一郎

国家公務員倫理審査会会长に任命する

(3月30日付)

今十三日本院は国家公務員倫理審査会会長に秋吉淳一郎君を、同委員に潜道文子君及び上野幹夫君を任命することに同意した。よつてここに通知する。

令和二年二月十三日

衆議院議長 大島理



内閣総理大臣 安倍晋三 殿

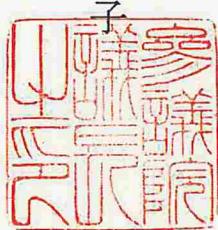
衆議院事務総長 岡田憲



今十四日本院は国家公務員倫理審査会会長に秋吉淳一郎君を、同委員に潜道文子君及び上野幹夫君を任命することに同意した。よつてここに通知する。

令和二年二月十四日

参議院議長 山東昭子



内閣総理大臣 安倍晋三殿

参議院事務総長 岡村隆



# 国家公務員倫理審査会会长

あき よし じゅん いち ろう  
秋 吉 淳 一 郎

生年月日 昭和30年9月19日（64歳）

- 昭和54年10月 司法試験合格  
55年3月 東京大学法学部卒業  
4月 司法修習生  
57年4月 東京地方裁判所判事補  
60年4月 札幌家庭・地方裁判所判事補  
62年4月 札幌地方・家庭裁判所判事補  
63年4月 最高裁判所刑事局付  
平成2年4月 東京地方裁判所判事補  
3年3月 熊本地方・家庭裁判所判事補  
4年4月 熊本地方・家庭裁判所判事  
7年4月 最高裁判所裁判所調査官  
11年4月 東京地方裁判所判事  
14年3月 司法研修所教官  
18年10月 東京高等裁判所判事  
20年4月 東京地方裁判所判事 部総括  
22年1月 司法研修所教官  
24年10月 最高裁判所上席調査官  
26年7月 仙台地方裁判所長  
28年4月 東京高等裁判所判事 部総括  
29年4月 仙台高等裁判所長官(令和2年3月27日退官)

国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）

（抄）

（職権の行使）

第十二条 審査会の会長及び委員は、独立してその職権を行う。

（組織）

第十三条 審査会は、会長及び委員四人をもつて組織する。

- 2 会長及び委員は、非常勤とことができる。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会長及び委員の任命）

第十四条 会長及び次項に規定する委員以外の委員は、人格が高潔であり、職員の職務に係る倫理の保持に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であつて、かつ、職員（検察官を除く。）としての前歴を有する者についてはその在職期間が二十年を超えないもののうちから、両議院の同意を得て、内閣が任命する。

2 委員のうち一人は、人事官のうちから、内閣が任命

する者をもつて充てる。

- 3 会長又は前項に規定する委員以外の委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣は、第一項の規定にかかるわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、会長又は前項に規定する委員以外の委員を任命することができる。
- 4 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣は、直ちに、その会長又は第二項に規定する委員以外の委員を罷免しなければならない。

（会長及び委員の任期）

第十五条 会長及び委員の任期は、四年とする。

- 2 人事官としての残任期間が四年に満たない場合における前条第二項に規定する委員の任期は、前項の規定にかかわらず、当該残任期間とする。
- 3 棟欠の会長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会長及び委員は、再任されることがある。
- 5 会長及び委員の任期が満了したときは、当該会長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務

を行うものとする。

(身分保障)

第十六条 会長又は委員（第十四条第二項に規定する委員を除く。以下この条、次条、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 審査会により、心身の故障のため職務の執行がで

きないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他の会長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第十七条 内閣は、会長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その会長又は委員を罷免しなければならない。

(服務)

第十八条 会長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 会長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体

の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 常勤の会長及び常勤の委員は、在任中、営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、又は内閣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。

(給与)

第十九条 会長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(会議)

第二十条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、会長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可

否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第十三条第四項に規定する委員は、会長とみなす。